

傍聴する場合の留意事項

令和5年度近畿農政局農業農村整備事業等事業評価技術検討会の傍聴に当たり、次の留意事項を遵守して下さい。

これらを守られない場合は、傍聴をお断りすることがあります。

- ① 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入らないで下さい。
- ② 携帯電話等の電源は必ず切って傍聴して下さい。
- ③ 傍聴中は静粛を旨とし、以下の行為を慎んで下さい。
 - ・ 委員並びに意見公述人の発言に対する賛否の表明又は拍手
 - ・ 傍聴中の入退席（ただし、やむを得ない場合を除く）
 - ・ 報道関係者の方を除き、会場においてのカメラ、ビデオ、テープレコーダー、ワイヤレスマイク等の使用
 - ・ 新聞、雑誌その他議案に関連のない書類等の読書
 - ・ 飲食及び喫煙
- ④ 銃砲刀剣類その他危険なものを議場に持ち込まないで下さい。
- ⑤ その他、委員及び事務局職員の指示に従って下さい。